

リチウムイオンバッテリーを航空輸送する際につきまして

2021/01/01

■リチウムイオンバッテリーの航空輸送にいてIATA危険物規則書(IATA DGR)、ICAO技術指針2021-2022版に基づきリチウムイオンバッテリー等の航空機に乘せる際の取り決めが適用されています。プロテックリチウムイオンバッテリーのセルはUN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3のテスト合格品です。

航空輸送を行う際は、IATA危険物規則書に従って行わなければなりません。機内持ち込み手荷物と貨物運送の2種類に分類されます。預け入れ荷物として輸送はできません。ただし、各航空会社の規定及び国際指針の変更等がある場合はそれに従ってください。

機内持ち込み手荷物の場合

BP-160Liが2個まで、BP-98Liが20個まで輸送可能です。
リチウムイオンバッテリーは預け入れ手荷物として輸送はできません。

プロテックリチウムイオンバッテリー航空輸送安全ラベル識別について

- プロテック製リチウムイオンバッテリー
BP-98Liは20個まで
(荷物の重量等は各航空会社にしがってください。)
- プロテック製リチウムイオンバッテリー
BP-135Li, BP-160Liは合わせて2個まで
(持込可能かどうかの判断は各航空会社に従ってください。)
- プロテック製リチウムイオンバッテリー
BP-270Liは航空機輸送はできません。



BP-160Liの識別シール



BP-98Liの識別シール

貨物運送の場合

リチウムイオンバッテリーの貨物輸送を行う際には、IATA危険物規則書に完全に従い、所定の手続きが必要となります。(輸送会社にご相談ください。)
リチウムイオンバッテリーを輸送する際(荷送人)は必ず原典である最新のIATA危険物規則書をご確認ください。
リチウムイオンバッテリー単体の貨物機輸送の包装物に「貨物輸送専用の取扱いラベル(CAOラベル)」の貼付が必要となります。
リチウムイオンバッテリーの貨物輸送は貨物機での輸送は可能です。(旅客機での単体輸送は不可です)
リチウムイオンバッテリーの貨物輸送時の充電率は、定格容量の30%以下に制限されています。
非危険物として航空輸送する場合、1運送状あたり100Wh以下のリチウムイオンバッテリー2個までです。
※危険物としての輸送をされる際、荷送人に教育訓練を受けたスタッフがいない場合は、危険物輸送の資格を所有する運送会社、IATA貨物代理店等に代行を依頼してください。